

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）第五十九条の二の規定に基づき、鉄筋、鉄骨又は鉄筋コンクリートによつて補強する組積造の構造方法を以下に定める。

平成十二年 月 日

建設大臣 中山 正暉

組積造の補強方法を定める件

第一 組積造を鉄筋によつて補強する場合にあつては、次に定めるところによらなければならない。

一 鉄筋で補強する組積造の耐力壁は、その端部及び隅角部に径十二ミリメートル以上の鉄筋を縦に配置するほか、径九ミリメートル以上の鉄筋を八十センチメートル以下の間隔で縦横に配置したもの又は鉄筋を縦横に配置してこれと同等以上の耐力を有するものとする。

二 鉄筋で補強する組積造の耐力壁は、前項の規定による縦筋の末端をかぎ状に折り曲げてその縦筋の径の四十倍以上基礎又は基礎ばり及び臥梁又は屋根版に定着する等の方法により、これらと互いにその存在応力を伝えることができる構造とすること。

三 第一号の規定による横筋は、次に定めるところによるものとする。

イ 末端は、かぎ状に折り曲げること。ただし、鉄筋で補強する組積造の耐力壁の端部以外の部分における異形鉄筋の末端にあつては、この限りでない。

ロ 継手の重ね長さは、溶接する場合を除き、径の二十五倍以上とすること。

ハ 鉄筋で補強する組積造の耐力壁の端部が他の耐力壁又は構造耐力上主要な部分である柱に接着する場合には、横筋の末端をこれらに定着するものとし、鉄筋に溶接する場合を除き、定着される部分の長さを径の二十五倍以上とすること。

第二 組積造を鉄骨によつて補強する場合にあつては、次によらなければならない。

一 鉄骨で補強した組積造の壁の組積造の部分は、鉄骨の軸組にボルト、かすがいその他の金物で緊結すること。

二 鉄骨の柱脚の部分については、令第六十六条の規定を準用すること。

第三 組積造を鉄筋コンクリートによつて補強する場合にあつては、次によらなければならない。

一 鉄筋コンクリートで補強した組積造の壁の組積造の部分は、鉄筋コンクリート造の軸組又は耐力壁に

鉄筋、ボルト、かすがいその他の金物で緊結すること。